

景気・雇用・地域活性化プロジェクトチームについて

1 検討範囲

- 雇用対策
- 中小企業支援対策
- その他、経済対策全般

2 当面の検討事項

政府の「緊急雇用対策」（10月23日策定）を中心に、次の事項について検討する。

- ・ハローワークとの連携強化（「ワンストップ・サービス・デイ」への対応等）
- ・雇用の維持確保・中小企業支援対策
- ・人材不足分野（介護、農林水産業等）における雇用創造
- ・新エネルギー開発や技術革新等を通じた雇用創造
- ・雇用保険制度・派遣労働問題 等

3 第1回会議（11月19日）の概要

政府「緊急雇用対策」の課題等について、資料1のとおり取りまとめ、荒井内閣総理大臣補佐官（国家戦略担当）との意見交換を行った。

内閣総理大臣補佐官からの主な意見等

- ・ 緊急雇用対策だけでは不十分であり、概ね3兆円規模の第2次補正予算の準備を進めている。
- ・ ワンストップ・サービスについては、求職者のためのサービス向上に向けて地方自治体の協力をお願いしたい。
- ・ 基金事業等については、効果的な事業推進のため、使い勝手のよい設計とする必要があるため、率直な意見を頂きたい。
- ・ 若年者の就職支援として、NPOを積極的に活用した取組を検討している。
- ・ 地域雇用戦略会議は、既存の会議等を積極的に活用して、NPO団体にも参加してもらうなど、地域の知恵を結集していただきたい。

検討の進め方や今後取り組むべき事項等について協議を行い、早急に第二次補正予算に関する提言（資料2）を取りまとめ、プロジェクトチームとして要請活動を行うこととした。

政府「緊急雇用対策」等については、次回会議（12月17日）において協議の上、提言・要請等を行うこととした。

添付資料

- 資料1 政府「緊急雇用対策」に関する課題等
- 資料2 平成21年度第二次補正予算に関する提言

政府「緊急雇用対策」に関する課題等

平成21年11月19日

全国知事会 景気・雇用・地域活性化プロジェクトチーム

貧困・困窮者支援

1 ワンストップ・サービス・デイの実施

(1) 既存事業との役割分担

- ・ 各自治体が設置している「求職者総合支援センター」等では、既にハローワークと連携した職業相談・紹介の他、生活資金の貸付制度、生活保護、公営住宅等に関する情報提供等を行っており、役割分担を明確にする必要がある。
- ・ 「ワンストップ・サービス」及び「年末年始の生活総合相談」は、求職中の貧困・困窮者を対象としていることから、国が責任を持って主体的に実施することとし、既存の自治事務であるホームレス対策事業とは明確に区分する必要がある。
- ・ 地域自殺対策緊急強化基金を活用した対面型相談支援事業など、各自治体に対してハローワークへの職員派遣を求める内容の事業が複数あることから、早急に各事業間の重複を整理し、より効率的、効果的に実施する必要がある。

(2) 人材・人員の不足等

- ・ 生活保護等の相談・申請件数の激増や生活福祉資金に係る制度改革、新型インフルエンザ対策等の業務により、関係職員の業務量は増大しており、派遣に充てる人的余裕がない。

(3) 財政負担

- ・ 各自治体等の人員が大幅に不足している状況において、通常業務にも支障を来さないようにするため、当該事業の実施に伴い新たに生じる人件費について全額国庫負担とするなど、確実な財政措置を講じる必要がある。
- ・ 現在、生活保護に関する地方の負担割合は4分の1とされているが、当該事業により対応した生活保護のうち、住居のない者に係る経費は、全額国庫負担とするなど、自治体に過大な負担が生じないようにする必要がある。

(4) 試行実施結果の検証

- ・ 定期開催や年末年始の開催に向けては、試行実施した結果を十分に検証し、地方の意見を踏まえ、適宜見直す必要がある。

(5) 広報による周知の徹底

- ・ 対象者や対応する範囲を明確にし、混乱が生じないよう住民に十分な周知を図る必要がある。また、広報の内容・方法等については事前に自治体とも協議の上、決定する必要がある。

2 住まい対策等

(1) 補助・融資期間

- ・ 現在の住まい対策は、補助及び融資期間が6ヶ月以内に限られており、新たな常時雇用先を見つけるには不十分である。安定的な賃借人を求める多くの賃貸事業者から協力を得ることも難しく、仮に協力が得られても6ヶ月の定期借家契約とならざるを得ない。契約期間終了時には住居を失うことになりかねないため、一定の条件の下、融資・補助期間の延長を認めるなど、柔軟な対応を図る必要がある。

(2) 必要な住戸数の把握と確保

- ・ 今後発生が見込まれる離職者数や住宅困窮者数を把握し、必要とする住戸の数を国的確に明示する必要がある。また、公営住宅等は多数の入居待機者が常態化している現状を踏まえ、まずは、可能な限り国の責任において住居を確保するとともに、地方が提供する住宅への入居者に係る家賃の減額・免除や滞納処理については、国が全額補填する必要がある。

(3) 利用可能住戸の的確な情報提供

- ・ 現在、月末時点の利用可能住戸をハローワークに提供しているが、翌月末まで情報が更新されないため、よりリアルタイムでの情報提供が必要である。

新卒者支援

1 地方との緊密な連携

- ・ ハローワークへのジョブサポーターの緊急配備など新規事業の実施に当たっては、ジョブカフェ等における若年者向けカウンセリングや合同企業説明会など、既に地方が主体となって実施している事業や地域の学校との連携を図る必要がある。

2 地域的な偏りへの配慮

- ・ 地域的な偏りをなくし、就職機会の増加につなげるには、複数のハローワークが合同で、時期をずらして就職面接会を開催するなど、きめ細かな配慮が必要である。

3 教育訓練給付制度

- ・ 学卒未就職者の就職を促進するためには、資格取得が有効であるが、現在、国の教育訓練給付制度では、学卒未就職者は助成の対象となっていない。

雇用維持・中小企業支援

1 雇用調整助成金の支給要件

- ・ 雇用調整助成金については、再度の対向に対する支給要件の緩和や支給に要する処理期間の設定、申請様式の改正などに止まっており、その効果は限定的と考えられる。「早急に検討する」とされている生産量要件の緩和等についても、速やかに実行する必要がある。

2 雇用保険の適用基準等

- ・ 雇用保険法については、適用基準や受給資格要件の緩和、給付日数の延長等の制度改革が行われたところであるが、適用基準の更なる拡大や受給満了者等の生活・就労支援策の拡充が必要である。

3 条件変更対応保証（仮称）

- ・ 「中小企業金融円滑化法案」を補完する制度として、公的融資や保証を受けずに民間金融機関だけと取引する企業を対象とする「条件変更対応保証(仮称)」を創設するに当たっては、地方に財政負担を生じることのないよう、国が確実な財政措置を行う必要がある。

介護分野における雇用創造

1 他の介護職員との公平性等

- ・ 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムの新設に当たっては、現在、介護現場で働きながら資格取得を目指している者との公平性に配慮する必要がある。
- ・ 介護雇用プログラムでは介護福祉養成機関で学びながら働くこととされているが、養成機関の数は限られており、プログラムを利用できる施設（職員）が限定される可能性が高い。

2 既存事業との整合

- ・ 既に今年度から実施している介護福祉士養成訓練や、介護福祉士等修学資金貸付事業等との整合が図られるよう、制度の枠組みを早急に示す必要がある。

3 介護職員処遇改善交付金

- ・ 介護職員処遇改善交付金事業の対象職種が限定されていることから、事業所内でのバランスを欠いている。
- ・ 同交付金の事業期間は平成23年度までとされているが、引き続き処遇改善に向けた抜本的な取組が必要であり、その際には、被保険者や地方自治体の負担が増加しないよう、国が確実に財政措置を講じる必要がある。

緊急雇用創出事業等の運用改善と前倒し執行

1 運用改善

- ・ 各種基金事業等については依然として要件が厳しく、地方の実情に応じた運用が困難となっていることから、地方の裁量により主体的かつ弾力的に取り組むことができるよう、事業要件を撤廃又は大幅に緩和する必要がある。 別紙

2 前倒し執行

- ・ 事業の前倒し執行による雇用創出数（目安）が示されたが、本来、基金事業は自治体に運営が任されているものであり、各地域の実情に応じた執行判断を優先させるべきである。

地域雇用戦略会議（仮称）の設置

1 各都道府県における協議組織等

- ・ 既に全都道府県において緊急雇用対策本部等を設置しているほか、多くの自治体で市町村や経済団体、労働団体等を含めた協議組織を立ち上げ、地域の実情に応じた様々な雇用対策等に積極的に取り組んでおり、それらの実態に即した柔軟な対応が必要である。

2 アクションプランの策定等

- ・ 地域ごとの重点雇用分野の設定や雇用見通し、アクションプランの策定等を各自治体に依頼することが検討されているが、多くの自治体では、既に独自の緊急雇用対策等を策定し実行に移しており、プラン策定の必要性も含めて地域の判断を優先すべきである。

基金事業等の改善について

	名称	項目	現 状	改善内容	
1	緊急雇用創出事業	雇用期間要件（原則）の撤廃	雇用期間は6ヶ月以内更新1回可	現状の雇用期間要件（原則）を撤廃し、より流動的で多様な対応が出来るようにすること。	
		対象事業要件の撤廃	建設・土木事業は不可	自治体が主体的に多様な事業展開を図れるよう、対象事業要件を撤廃すること。	
		地方公営企業の事業主体化	地方公営企業は、基金事業の事業主体と認められていない。	地方公営企業会計で行う事業も基金事業の事業主体として認めること。	
		旧要綱の人件費割合要件との併用	新規雇用失業者の人件費割合1/2以上	旧要綱の要件（人件費割合7割以上、新規失業者割合3/4以上）を更に緩和した上で残し、新要綱との選択を認めること。	
		事業の前倒し執行	-	-	事業の前倒し執行に際しては、大幅な要件緩和等の運用改善を行うこと。
			前倒し執行を進めた場合、来年度以降の事業費が不足	-	交付金の更なる増額を行うこと。
		事務経費等への充当	都道府県での事務費への充当は認められているが、自治体正規職員の人件費への充当は不可。また、市町村では事務費の充当も不可。	財政状況の厳しい自治体の現状を踏まえ、基金に従事している自治体正規職員の人件費に基金から充当出来るようにすること。また市町村については事務費を含めて基金を活用できるようにすること。	
		Off-JTに係る費用への充当	雇用した労働者の基礎技術習得等のためのOff-JTに係る費用は対象外（介護以外）	基礎技術習得等のために必要なOff-JTに係る費用についても事業の対象とすること。	
		実績報告の簡素化	21年度補正の追加交付金について、上下半期毎に基金執行状況を報告	月単位、支出節毎の実績報告を不要とし、報告内容を簡素化すること。	

	名称	項目	現 状	改善内容
1	緊急雇用創出事業（継続）	ふるさと雇用再生特別基金との統合等	ふるさと雇用再生特別基金との統合・流用は認められていない。	自治体のニーズに応じて、両基金の合計の範囲内で弾力的に事業を実施できるように、両基金の統合等を可能とすること。
		看護雇用プログラムの設定	-	看護分野についても、介護と同様の働きながら資格をとるプログラムを設けること。
2	ふるさと雇用再生特別基金事業	雇用期間要件（原則）の撤廃等	雇用期間は原則1年以上 委託事業期間中は、失業者の正規雇用不可、有期雇用のみ（6ヶ月以上）。委託終了後に正規雇用化した場合に一時金支給。	現状の雇用期間要件（原則）を撤廃し、より流動的で多様な対応が出来るようにすること。 委託事業期間中から正規雇用を可とし、正規社員としての安定雇用を目指す失業者が応募しやすいようにすることとする。
		対象事業要件の撤廃	建設・土木事業は不可	自治体が主体的に多様な事業展開を図れるよう、対象事業要件を撤廃すること。
			対象事業は委託事業のみ	地域の継続的な雇用創出に寄与する事業であれば、補助事業としての実施も対象とすること。
		地方公営企業の事業主体化	地方公営企業は、基金事業の事業主体と認められていない。	地方公営企業会計で行う事業も基金事業の事業主体として認めること。
		人件費割合要件の緩和	新規雇用失業者の人件費割合1/2以上	事業開始時の初期投資等を勘案し、人件費割合を緩和すること。
		事業の前倒し執行	前倒し執行を進めた場合、来年度以降の事業費が不足	交付金の更なる増額を行うこと。
		事務経費等への充当	都道府県での事務費への充当は認められているが、自治体正規職員の人件費への充当は不可。また、市町村では事務費の充当も不可。	財政状況の厳しい自治体の現状を踏まえ、基金に従事している自治体正規職員の人件費に基金から充当出来るようにすること。また市町村については事務費を含めて基金を活用できるようにすること。

	名称	項目	現 状	改善内容
3	地域自殺対策緊急強化基金（継続）	実施期間延長	交付金が平成23年度までに限られている。	自殺対策は、長期に亘る施策展開が必要であるため、交付金の期間延長を行うこと。
4	介護職員処遇改善交付金	対象職種の拡大	対象職種が介護職員に限定されており、事業所内でのバランスを欠くことになる。	他の職種との公平性の観点から、交付対象者の範囲を拡大するなど、全職員の処遇改善を図ること。
		処遇改善を図るための対応の実施	交付金が平成23年度までに限られている。	平成24年度以降も、介護職員の給与水準が維持・向上されるよう、処遇改善を図るための対応を確実に実施すること。その際、地方自治体の負担や被保険者の保険料の上昇を招く介護報酬の枠組みで実施することのないよう、国が十分な予算措置を講ずること。
		交付額算定	交付額は介護報酬×交付率であり、介護職員数を考慮していない。	一人当たり15千円の賃金引上げを行うのであれば、15千円×介護職員数とすること。
5	介護基盤緊急整備特別対策事業	対象の拡大	同事業の対象が地域密着型のみである。	広域型施設も対象とすること。
		実施期間延長	助成額の増額が平成23年度までに限られている。	平成24年度以降も同額の助成を継続すること。
6	森林整備加速化・林業再生事業	間伐事業費枠の撤廃又は緩和	間伐事業費が全体事業費の4割以上とされている。	間伐事業費枠を撤廃または緩和することにより、地域の実情にあった全体計画の策定を可能とすること。
		「運用改善」の具体的な内容	「運用改善」の具体的な内容が不明	現行計画に制約を課すような方向での見直しは行わないこと。

平成21年度第二次補正予算 に関する提言

平成21年11月

全 国 知 事 会
景気・雇用・地域活性化
プロジェクトチーム

政府においては、我が国が直面する極めて厳しい経済・雇用情勢に対処するため、平成21年度における第二次補正予算の編成方針を去る11月17日の閣議で報告されたところであり、現在、この予算案に盛り込むべき施策の検討を進めていると承知している。

このことは、政府が、現下の厳しい経済・雇用の状況を正しく認識し、これに迅速・適切に対処しようとする決意の表れであり、その姿勢を高く評価し、歓迎の意を表したい。

現在、各地方団体においては、国の施策も活用しながら、それぞれの地域における経済・雇用情勢の改善に向けた対策に全力で取り組んでいるところであるが、第二次補正予算の検討に当たっては、国と地方が力を結集し、この難局を乗り越えていけるよう、施策の内容及び手法に関して、次の事項に留意され、地方の経済や雇用の実情などに十分配慮するよう強く求める。

記

．施策の内容について

1．雇用関係交付金の増額などについて

(1) 緊急雇用創出事業について

雇用情勢の更なる悪化が懸念され、国からの要請を踏まえて、各都道府県が前倒し執行を進める中、平成22年度以降の計画的な対策の実施を担保するため、速やかに交付金の増額を行うこと。また、地方自治体の意見等を踏まえ、更なる要件緩和を行うこと。

(2) ふるさと雇用再生特別基金事業について

10月の緊急雇用対策において、事業収益の委託元への返還に係る要件緩和が行われ、本事業の活用ニーズが高まる中、地域における安定した雇用の場を可能な限り多く創出していくため、交付金の増額を行うこと。また、地方自治体の意見等を踏まえ、人件費割合をはじめ、更なる要件緩和を行うこと。

(3) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金間での弾力的な運用について

限られた基金を有効かつ効率的に活用し、新政権が掲げる「地域主権」を実現していくためにも、地域の裁量に基づき、弾力的な事業実施が可能となるよう、両基金間の流用可能額を一定の範囲内で設定できるようにすること。

2 . 新卒者などの就職支援の充実について

新卒者が円滑に就職し、地域社会を支える力として成長できるよう、就職内定の獲得に全力を挙げるとともに、就職先未定のまま卒業した者に対する職業訓練受講・資格取得機会の確保のため、職業能力開発施策の充実を図ること。

3 . 「環境」を柱とした成長戦略の推進について

国の「予算重点指針」(以下、「指針」という。)の3本の対策の柱の一つである「環境」について、産業として着実に成長し、雇用の受け皿が拡大するよう、施策の一層の充実や必要な事業化を行うこと。また、「経済成長戦略」の検討に当たっても、これら分野の位置づけを十分に検討し、施策の充実を図ること。

- ・ 森林整備における地方公共団体や森林所有者の負担の軽減及び木材利用の推進
- ・ 住宅版エコポイント制度の導入による省エネ・エコ住宅の普及促進
- ・ LEDやリチウムイオン電池などの環境先端技術を活用した公共設備等の全国導入を促進するなど、需要創出のための対策の実施
- ・ 地域の中小企業者とエネルギー供給関連事業者などが連携して行う、温室効果ガス削減と生産性向上の両立を目指す多様なプロジェクトに対し、削減量に応じた支援を行うなどの制度の創設

4 . 研究開発の促進について

世界的に急速に進むグローバル化の中で、国際的な競争力を高め、持続的な経済成長を実現するため、産学官の研究開発をはじめとする地域における研究開発促進施策の充実を図ること。

特に、近年、大学と地域が積極的に取り組んでいる産学官連携は、地域に新しい技術、新しい思考をもたらし、ひいては、産業、農業、環境、医療、福祉、健康の広範な分野において新たな地平を開く地域活性化の極めて効果的な方法・枠組みであり、現に大きな成果をあげつつある。

このため、日本の明日のために不可欠な地域の科学技術振興や産学官連携に資する予算を確保すること。

5．金融対策について

今年度で取扱期間が終了する「緊急保証制度」及び日本政策金融公庫のセーフティネット貸付については、既に、期間延長の方針が示されたところであるが、現下の厳しい経済環境下における中小企業の資金繰りを支援するため、期間延長を確実に実施するための予算措置を早急に行うとともに、「緊急保証制度」の対象業種についても、地域の実情を踏まえて拡充するなど、中小企業金融の一層の円滑化を図ること。

また、「緊急保証制度」を実施する間、信用保険料の引き上げによらない信用補完制度の維持拡充に必要な財政措置を講じること。

6．地域主権型社会の実現に向けた地域経済の活性化について

地方において「地域主権型社会」にふさわしい定住の核となるような圏域を形成し、地域経済の活性化を推進するため、地域生活に必要な都市機能等の充実や周辺地域の生活機能の確保を図るための地域の主体的な取組に対する支援の充実を図ること。

7．地域医療体制の充実について

住民が安心して暮らせる地域づくりは、地域の経済・雇用の安定に不可欠であり、その鍵となるのが地域医療の体制整備である。

指針に記載されている「新型インフルエンザ対策」などの緊急的対策に加え、医師養成について重点的に取り組むほか、医療福祉人材の確保、救急医療や小児医療、周産期医療の確保など、地域の実情に応じた対応が可能となるよう、支援の充実を図ること。その際、必要不可欠なハードの整備についても、支援対象とすること。

8．公立学校施設の耐震化の推進について

学校施設の耐震化は喫緊の課題となっており、事業予算を措置するとともに、地方において必要な事業の実施が可能となるよう財源措置の充実を図ること。

．施策手法などについて

1．地方財政への配慮について

地方自治体の極めて厳しい財政状況を踏まえ、対策の実施に当たっては、地方負担を伴わないよう配慮すること。なお、やむを得ず地方負担が生じる場合には、適切な財政措置を講じること。

特に、地域の活性化等に資する事業を積極的に取り組むことができるよう、地方自治体に対する臨時的な交付金制度を創設すること。

2．複数年度での事業の執行について

本年度の補正予算は、平成22年1月の通常国会冒頭での処理が想定されているが、その後、年度末までの約2か月間で無理に使い切るのではなく、複数年度での執行が可能となるよう柔軟に対応すること。

3．地方の知恵を引き出す事業設計について

現下の厳しい経済・雇用情勢を乗り切るためには、国と地方双方の「知恵」を結集し、オールジャパンでの政策形成能力の向上を図ることが重要である。このため、個別事業の設計に当たっては、地域主権の観点から、地方の「知恵」を引き出し、それぞれの地域がその実情に応じ、創意工夫を活かした取組ができるよう、従来の補助金や交付金の細部にわたる用途制限の廃止といった見直しや、使い勝手の良い施策メニューの充実を図ること。

平成21年11月24日

全 国 知 事 会
景気・雇用・地域活性化
プロジェクトチーム

(PTリーダー) 神奈川県知事 松 沢 成 文
北海道知事 高 橋 はるみ
栃木県知事 福 田 富 一
千葉県知事 森 田 健 作
新潟県知事 泉 田 裕 彦
三重県知事 野 呂 昭 彦
徳島県知事 飯 泉 嘉 門
沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多